

山口大学医学部附属病院地域医療教育研修センター管理運営規則

(設置)

第1条 山口大学医学部附属病院に、地域医療教育研修センター(以下「教育研修センター」という。)を設ける。

(目的)

第2条 教育研修センターは、臨床研修を受ける研修医に研修上の便宜を与え、もって研修生活の充実に資することを目的とする。

(管理運営)

第3条 教育研修センターの管理運営は、医学部附属病院長(以下「病院長」という。)が行う。

- 2 教育研修センターの管理運営に関する事項を審議するため、山口大学医学部附属病院地域医療教育研修センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。
- 3 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(施設)

第4条 教育研修センター内に次の施設(以下「センター施設」という。)を置く。

- (1) 研修生自習室(以下「自習室」という。)
- (2) ゲストルーム
- (3) 研修室
- (4) 図書ミーティング室
- (5) 談話室

(使用資格)

第5条 センター施設を使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 初期臨床研修医及び歯科研修医(以下「研修医」という。)
- (2) 前号以外の者で臨床研修に携わるもの(自習室以外のセンター施設の使用に限る。)
- (3) その他病院長が認めた者

(使用期間等)

第6条 センター施設の使用期間等は、次のとおりとする。

- (1) 自習室を使用できる期間は、第5条に基づき必要と認められる期間とする。
- (2) ゲストルームを使用できる期間は、原則、1月以内とする。
- (3) 研修室、図書ミーティング室及び談話室が使用できる時間は、午前8時30分から午後11時までとする。

(使用申請等)

第7条 センター施設（図書ミーティング室及び談話室を除く。）の使用を希望する者は、指定された期限内に所定の様式により病院長に申請し、許可を得なければならない。

2 前項により申請した者は、申請内容に変更が生じたとき、又は使用の取消しをしようとするときは、速やかにその旨を病院長に申し出なければならない。ただし、使用日の変更及び使用期間の延長については、原則として当該変更等の1月前までに改めて申請しなければならない。

（使用許可等）

第8条 センター施設の使用許可等は、病院長が行う。

（使用許可の取消し）

第9条 病院長は、使用を許可された者が正当な理由がなく入室しないとき又は第7条に規定する入室申請等に虚偽の記載をしたことが判明したときは、使用の許可を取り消すことができる。

（使用料等）

第10条 第5条第1項及び第2項に規定する者のセンター施設の使用料及び管理料（以下「使用料等」という。）の額は、別表のとおりとする。

2 自習室の使用料等の納付等は、次のとおりとする。

(1) 自習室の使用料等は、毎月20日までに当月分を納付しなければならない。ただし、翌月以降の使用料等を一括して納付する場合は、この限りでない。

(2) 当該月の使用料等の額は、月額の使用料等を当該月の日数で除して得た額に当該月の入室日数を乗じて得た額とする。なお、金額に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(3) 既納の使用料等は返還しない。ただし、前納した使用料等についてはこの限りではない。また、病院長が天災等やむを得ない事由により使用を取り消した場合は、取消しに係る料金の全額を返還し、第7条の規定により使用の変更等を行った場合は、当該変更等に係る金額を使用者に返還または追加徴収する。

3 ゲストルームの使用料の納付等は、次のとおりとする。

(1) 使用料は、原則として前納とする。

(2) 既納の使用料は、返還しない。ただし、前納した使用料等についてはこの限りではない。また、病院長が天災等やむを得ない事由により使用を取り消した場合は、取消しに係る料金の全額を返還し、第7条の規定により使用の変更等を行った場合にあっては当該変更等に係る金額を使用者に返還または追加徴収する。

4 第5条第1項第3号に規定する者の使用料については、別に定める。

（使用上の義務）

第11条 センター施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、善良なる管理者の注意により教育研修センターの施設、設備、備品等（以下「施設等」という。）を使用し、

常に良好な状態に保たなければならない。

- 2 使用者は、その許可を受けた施設等の全部又は一部を第三者に貸し付け、第7条に定める使用以外の用に供し、又は病院長の承認を得ない改造、模様替その他の工事等を行ってはならない。
- 3 使用者は、許可を受けた施設等を滅失、損傷又は汚損(以下「滅失等」という。)したときは、直ちに病院長に届け出なければならない。
- 4 使用者は、前項の場合において、故意又は過失により施設等に滅失等の損害を与えたときは、遅滞なくこれを原状に回復し、又はその損害を弁償しなければならない。
- 5 その他、施設等の管理運営上の必要な事項については、病院長の指示に従わなければならない。

(退室)

第12条 自習室の利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、退室しなければならない。

- (1) 第5条に規定する使用資格を失ったとき。
 - (2) 使用期間が満了したとき。
- 2 使用者が退室するときは、原則として退室予定日の1月前までに病院長に所定の様式により届出なければならない。

(退室処分等)

第13条 病院長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、退室を命ずるものとする。

- (1) 自習室の使用料等の納付を怠り、40日以上滞納したとき。
 - (2) 第11条に規定する原状回復又は損害賠償の義務を履行しないとき。
 - (3) その他、教育研修センターの管理運営上、著しく支障があると認められるとき。
- 2 前項の規定により教育研修センターを退室した者が損害を受けることがあっても、病院長はその責を負わない。

(転室)

第14条 自習室への入室後の転室は、原則として認めない。ただし、病院長が、やむを得ない事由により転室を認めた場合はこの限りでない。

(退室時の検査)

第15条 自習室を退室するときは、施設等について病院長の指定する者の検査を受けなければならない。

(緊急時の対応)

第16条 自習室の利用者(山口大学職員に限る。)は、勤務時間外の災害や緊急事態等の発生に伴い緊急出動の要請があった場合は、ただちにこれに応じなければならない。

(事務)

第 17 条 教育研修センターの事務は、医学部総務課及び管理運営課において処理する。

(雑則)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 18 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 27 年 6 月 17 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 18 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、令和 2 年 12 月 16 日から施行する。
- 2 この規則の施行前に入室を許可された者の使用料等の額については、この規則による改正後の山口大学医学部附属病院地域医療教育研修センター管理運営規則第 10 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第 10 条関係）

区分		使用料	管理料	備考
自習室	家具付き	8,580円	8,000円	月額
	家具無し		5,000円	月額
ゲストルーム		2,000円		1泊
上記以外のセンター施設		0円		

- 1 山口大学に雇用された研修医については、上記の表に定める自習室の使用料は徴収しない。
- 2 自習室を使用した際に発生する光熱水料は、当該自習室を使用する者の負担とする。